

歯科技工所ベースアップ支援料の施設基準に係る届出書添付書類

◎以下について確認の上、必ず☑を記載すること

- 毎年8月において、前年度の賃金改善支援の取組状況について、様式102により、「実績報告書」を作成し、報告することについて、理解しました。
- 本支援料による収入については全て歯科技工士の賃上げに充当することについて、誓約します。

令和 年 月 日

開設者名：

◎必要記載項目

1 保険医療機関コード

保険医療機関名

2 製作委託等を行う歯科技工所の名称

株式会社TDS

3 歯科技工所における賃金引き上げの方法

当歯科技工所においては、歯科技工士等の処遇改善を念頭に置き、経営状況を鑑みた上で、基本給、又は手当および賞与の増額により、年間ベースでの賃金引き上げを行う。

【記載上の注意】

- 1 「3」については、歯科技工所と連携し、可能な限り具体的に記載すること。

特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード		届出番号	
又は保険薬局コード			

連絡先

担当者氏名 :

電話番号 :

(届出事項)

新規届出
 歯科技工所ベースアップ支援料

の施設基準に係る届出

↓チェックをしてください。すべての基準に適合していない場合には届出ができません。

- 当該届出を行う前6か月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。
- 当該届出を行う前6か月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。
- 当該届出を行う前6か月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。
- 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

標記について、上記基準のすべてに適合しているのので、別添の様式を添えて届出します。

令和 年 月 日

保険医療機関・保険薬局の所在地

及び名称

開設者名

殿

備考 1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。

2 には、適合する場合「✓」を記入すること。

3 届出書は、1通提出のこと。